

仕様書（案）

1 業務名

令和8年度県政情報発信に係る動画編集等業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

県民に福岡県をもっと身近に感じ、県の施策や取組に対する興味、関心をもってもらうため、県政情報の訴求力の強化を図ることを目的として、県が関連する行事（主に知事表敬、県庁1階ロビーイベントなどの福岡県庁舎内の行事を想定）について新たに動画を制作し、本県が運用しているYouTubeチャンネル「ふくおかインターネットテレビ」や県ホームページで配信するもの。

＜参考：テーマサンプル＞

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/chiji-ugoki/chiji-ugoki-new.html>

※ グルメやスポーツ、アートなど、県民が親しみやすいテーマを選定。

4 業務概要と流れ

（1）業務概要

福岡県が関連する行事に係る情報発信のために動画の編集等、納品を行うもの。

なお、県政情報を速やかに県民に届けるという観点から県民情報広報課職員による撮影から福岡県公式YouTubeチャンネル「ふくおかインターネットテレビ」への動画掲載までは2週間を目安にスケジュールを組むこと。

（2）業務の流れ

- ① 福岡県職員が県民情報広報課所有の撮影機材を用い、行事の撮影を行う。
- ② 福岡県職員が撮影した動画のデータを当日の行事概要が分かる資料とともに、受託者へメールで送付する。
- ③ 受託者は送付された動画の編集を行うとともにサムネイルを作成する。
- ④ 受託者は編集完了後、確認用動画を福岡県へ提供し、福岡県からの修正指示があれば都度、対応する。（回数の制限は設けない）
- ⑤ 福岡県での動画確認完了後、受託者は該当する動画を福岡県公式YouTubeチャンネル「ふくおかインターネットテレビ」にアップロードし、公開設定

を行うとともに、県にサムネイルのデータをメールで送付する。

⑥ 受託者は動画の公開後、速やかに YouTube 広告の出稿業務を行う。

5 業務内容

(1) 動画の編集・公開業務

- ・編集本数は30本程度とし、動画の長さは30秒程度、縦型動画とする。
ただし、福岡県と受託者の合意により、行事の内容によって制作する動画の長さ等を変更することがある。
- ・福岡県が撮影する動画は行事ごとに動画の長さが異なることを考慮し、編集を行うこと。
- ・BGMやテロップを入れるとともに、必要に応じて出演者のコメントを生かした動画にするなど、視聴者にとって見やすい動画に編集すること。
動画編集に当たっては、クローズドキャプションの字幕設定に加え、動画全体を無音で閲覧した際にも内容が理解できるようにすること。
- ・動画の編集日は、あらかじめ福岡県と協議を行うこと。
- ・福岡県から撮影データ納品後、7開庁日以内に確認用動画を福岡県へ提供し、修正指示があれば対応すること。なお、確認用動画の福岡県への提供方法は、受託者所有のYouTubeチャンネルにアップロードし該当するURLをメールで送付する等、速やかに確認できるような方法で提供すること。
- ・動画の質の向上に寄与するようなメタデータ（※）を動画公開までに作成すること。なお、福岡県から修正指示があれば都度対応すること。
※メタデータとは、動画の説明文（ディスクリプション）、タグ、タイトルを指す。
- ・福岡県による確認が完了した動画は速やかに福岡県公式YouTubeチャンネル「ふくおかインターネットテレビ」上に公開設定すること。
なお、公開日等の設定内容の詳細については福岡県と協議の上、決定すること。

(2) サムネイルの作成

福岡県が提供する動画や画像を使用してサムネイルを作成すること。サムネイルは福岡県ホームページで活用するが、サイズなどの仕様は別途、福岡県から受託者へ通知する。

(3) YouTube広告の出稿業務

編集した動画1本につき、3,000回以上の再生回数が確保できるようYouTube広告を行うこと。

（4）動画撮影に係るレクチャー業務

福岡県職員が円滑に動画を撮影できるよう、年5回、県が指定するイベントに同席し、撮影方法などについて指導・助言を行う。

6 成果品の提出

受託者はアップロードが完了した動画をDVDに記録して福岡県に提出すること。

7 著作権

（1）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

（2）受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作人格権を行使しない。

（3）受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

（4）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 総括責任者

総括責任者及び代行するものを置くこと。

総括責任者は業務実施中に従事者を指揮し、福岡県の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように務めること。

9 受託者の責務

（1）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

（2）県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

- （3）県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （4）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- （5）関係法令を遵守し業務にあたること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。